

子どもの健やかな成長のために…

ひとり親家庭 サポート パンフレット

子どもたちが安心して暮らし、
健やかに成長していけるよう、
離婚の際にお父さん、お母さんとして
できることを考えておきましょう



ひとり親家庭への各種サポート



<各種制度> ※詳細は各担当課へお問い合わせください。

○児童扶養手当○

父母の離婚などにより、18歳（満18歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭などに支給します。ただし、児童に障がいがある場合は20歳になるまで対象期間が延長する場合があります。

手当額（令和8年4月～）

区分	月額	児童加算額 第2子以降1人につき
全部支給	48,050円	11,350円加算
一部支給	所得額に応じ 48,040～11,340円	所得額に応じ 11,340～5,680円加算

—申請時に必要なもの—

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
- ②その他必要な書類

○長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付○

-修学資金-

高等学校	国公立	自宅通学	月額	大学	国公立	自宅通学	月額
			27,000円			71,000円	
高等学校	国公立	自宅外通学	34,500円	大学	国公立	自宅外通学	108,500円
		自宅通学	45,000円			自宅通学	108,500円
	私立	自宅外通学	52,500円		私立	自宅外通学	146,000円

貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。他にもさまざまな貸付内容がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○JR通勤定期乗車券特別割引○

児童扶養手当を受給している父または母は、通勤定期乗車券が3割引になります。定期乗車券を購入する際には、福祉事務所が発行する購入証明書が必要となります。なお、通学には適用されません。

<問い合わせ先>

子育て支援課子育て支援係 ☎0261-22-0420 内線 757

○保育料の減免○

ひとり親世帯の市町村民税の課税額によっては、保育料が減免となる場合があります。

<問い合わせ先>

子育て支援課児童係 ☎0261-22-0420 内線 683

○税の減免措置○

納税者本人が離婚や死別等により要件に当てはまれば、寡婦（夫）控除もしくは特別寡婦控除を受けられます。要件についてはお問い合わせください。

<問い合わせ先>

税務課税務係 ☎0261-22-0420 内線 448

○福祉医療制度○

18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母とその扶養されている児童、父母のいない18歳未満の児童に対し、医療費を助成しています。(児童扶養手当に準ずる所得制限あり。)

なお、受給資格要件を満たしていても、申請しないと適用となりません。

※遺族年金を受給されている方も対象になる場合がありますので、下記担当者へご相談ください。

-申請時に必要なもの-

- ①児童扶養手当証書
- ②健康保険証(対象者全員分)
- ③福祉医療費受給資格者証(現在お持ちの場合のみ)

<問い合わせ先>

市民課国保・年金係 ☎0261-22-0420 内線 423

○就学援助制度○

小・中学生を養育している保護者で学用品や給食費等の支払いにお困りのご家庭に対し、その費用の一部について援助を行っています。児童扶養手当を受給している世帯は対象となりますので、就学援助をご希望される方は、申請書を通学している学校へ提出してください。

-受けられる援助費-

- ①学用品費等(学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費)
- ②修学旅行費
- ③新入学児童生徒学用品費
- ④学校給食費
- ⑤医療費(学校保健法に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた医療に要する費用のみ対象)

<問い合わせ先>

教育委員会学校教育課庶務係 ☎0261-22-0420 内線 611

○ファミリー・サポート・センター○

子育ての援助を行いたい人と受けたい人が会員になり、センター事務局を橋渡し役として、会員同士が子どもの世話を一時的に有償で援助しあう組織です。ファミリー・サポート・センター事務局は児童センター内にあります。利用料金は援助が終わった後に利用会員から協力会員へ直接支払います。

入会を希望される方は児童センターにある「ファミリー・サポート・センター登録申込書」に記入の上、提出してください。なお、登録申込書は市HPにも掲載していますのでご利用ください。

<問い合わせ先>

大町市ファミリー・サポート・センター(児童センター内) ☎0261-22-0741

○大町市子育て支援ショートステイ事業○

保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童の養育が困難となった場合に、当該児童を一時的に児童福祉施設等で宿泊を伴うおあずかりができます。利用できる場合は、保護者が疾病又は負傷しているとき、妊娠中又は出産後間もないとき、冠婚葬祭へ出席する時などです。利用料金は所得に応じて負担していただきます。また、施設への送迎は利用者で行っていただくことが原則です。詳細については、お問い合わせください。

<問い合わせ先>

子育て支援課子育て支援係 ☎0261-22-0420 内線 685

<各種相談窓口>

○ひとり親相談○

ひとり親の就業や貸付金、養育費や子どもの親子交流の相談など

<問い合わせ先>

子育て支援課子育て支援係 母子・父子自立支援員 ☎0261-22-0420 内線 757

○女性相談・男性相談○

DVや男女問題、家庭不和の悩み、養育費や子どもの親子交流の相談など

<問い合わせ先>

子育て支援課子育て支援係 女性相談支援員 ☎0261-22-0420 内線 757



大町市役所民生部子育て支援課
平成27年12月作成
令和8年4月改訂